

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### (開催要領)

- 1 日時 平成28年8月23日（火）15:31～15:50
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

委員 阿曾沼 元博	医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員 本間 正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委員 八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <提案者>

井上 計	茨城県農林水産部長
大朏 徹	茨城県農業政策課長
郡司 彰	茨城県産地振興課長補佐（技術総括）
石井 和男	茨城県農業経営課長補佐

#### <事務局>

藤原 豊	内閣府地方創生推進事務局審議官
------	-----------------

### (議事次第)

- 1 開会
  - 2 議事 農業分野における外国人材の新たな受入体制の構築
  - 3 閉会
- 

○藤原審議官 続きまして、茨城県の方々においでいただいております。

茨城県からも毎回この特区の集中提案期間の中で様々な御提案を頂戴しておりますが、今回も先月末、締め切りました提出期間の中でも御提案を頂戴しています。特にメインになっているのが農業分野における外国人材、新たな受け入れ体制の構築ということで、この前も長崎県から類似の提案がございましたけれども、同様のテーマを中心にヒアリングをさせていただければと思います。

時間が20分と限られていますが、意見交換の時間を10分程度とさせていただきますので、大変申し訳ございません。10分以内で御説明をいただきまして、意見交換とさせていただければと思います。

それでは、原委員、よろしくお願いします。

○原委員 よろしくお願ひします。

どうぞお願ひします。

○井上部長 茨城県でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料②でございます。時間の限りもありますので1ページは飛ばしまして、2ページから説明させていただきます。農業の経営の規模拡大など様々な取組、強い農業の実現のための取組を展開していくに当たりまして、労働力の確保が必要になってまいります。農業は御承知のとおり作目、作型や地域などによりまして農繁期が異なってまいりますので、労働の需要に合わせて労働供給を調整できるような仕組みが必要であると考えてございます。

下の左側の提案内容でございますけれども、派遣業法の仕組みを使いまして受入派遣業者の参画を得るという形で、その下、点線で囲っておりますけれども、事前に産地における労働需要を把握して、外国人材の需要をどのくらい、何人ぐらい必要かということのマッチングを行います。例えばA産地とB産地を、春・夏はA産地、秋・冬はB産地という形で回していくようなことも、より効率的な形での労働確保と考えてございます。

受入派遣業者が外国人材と雇用契約を行い、個々の農業経営体に派遣するような仕組みを提案したいと考えてございます。

その外国人材というものがどういう方々かというのは右の四角に書いてございますが、一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有するなどの即戦力となる就労目的の知識、技能を持つ外国人。具体的には日本の農学系学校などを卒業した者、2つ目は外国人技能実習制度第2号の終了者、これは現行制度の3年間を終了した方々でございますが、日本語も堪能になって、3年間滞在したという実績もございますので、安心して雇用ができると考えてございます。また、そういうレベルと同等の研修を送り出し国において修了した者というレベル感を考えております。

左側の規制緩和措置項目に戻りまして、上記のような外国人材が様々な農作業に従事する活動を、まず在留資格の特定活動に位置づけて、入管法になりますけれども、そういう特区措置をお願いしたいと考えてございます。右側の四角にありますが、在留期間は最長5年ということで今の制度では規定されております。その他様々な規制緩和項目がございますが、後ろの方で説明させていただきたいと思いますので、次のページに進めさせていただきます。今の御説明をフロー図にしたものでございますので、これは割愛させていただきます。1点だけ申し上げれば、一番上に国等行政機関とございますが、派遣業法の仕組みを活用することによって、受入派遣業者に関する関与が既存の仕組みの中でできるということで考えてございます。

4ページにまいりまして、イメージ図でございます。甘藷栽培で例えれば現行労働力4人で、左側でございますけれども、500aでやっているところに外国人労働者4カ月1人加わりますことによって、面積がピーク時に625aに引き上げられるというイメージ図でございます。

5ページでございますが、いろいろな産地の組み合わせ、わかりやすいのは一番下のJAの例でございますが、いちごの作業、甘藷の作業、加工用トマトの作業、こういったものを組み合わせることでフルに年間、通年での作業があるような形での労働力確保をしていきたいと考えております。

今回、書いてございませんけれども、茨城県から提案させていただきたいのは、茨城は日本の中で農業産出額第2位ということで、様々な組み合わせのバリエーションができると考えてございます。また、一方で技能実習制度の人数が農業に関しては日本で一番多いということでございますので、いろいろな外国人を農業分野で受け入れることの知見といいますか、そういったものの蓄積があるということで提案させていただきたい。その特区指定をいただきたいと考えてございます。

6ページ、個々の規制緩和の提案でございますが、1つ目は先ほど御説明いたしましたとおりです。入管法の中でこのような外国人材を在留資格の特定活動に位置づけていただきたいというのが1番目でございます。

7ページ、ここから後は少し細かい話になります。国民年金法でございますけれども、在留期間が最長でも5年間、更新というものがあるかどうかというのは調整があるかと思いますが、そのような短い期間での在留の方々に給付要件である25年の加入期間の滞在というのではなく想定しがたいので、国民年金法の納付をするというのを外していただきたい。あるいは払うとした場合でも給付がされることあまり想定されないので、保険料の引き下げということも考えられるのではないか。それを通じた導入のしやすさということにつながればと考えてございます。

8ページは厚生年金保険法でございます。同じでございますので、省略をさせていただきます。

9ページは労働者派遣法と中小企業等協同組合法の関係でございますけれども、今、想定をしてございますのは、外国人を受け入れるノウハウを有する事業協同組合。現在、技能実習生の受入れに関わっている機関でございますけれども、ここが派遣事業を実施することが想定されますが、労働者派遣法は特定の者だけに対する人材派遣サービスの提供はできないとされておりますので、主たる利用者を組合員としている事業協同組合の仕組みが制約となるおそれがございます。この調整という意味で一番下にございますが、齟齬が生じる可能性がありますので、その明確化のために労働者派遣法の規定の適用除外という形で整理をいただければという提案でございます。

10ページ、今度は労働者派遣法の中で、離職後1年以内は元の職場に派遣労働者として派遣ができないという規定がございます。第40条の9でございますが、この規定は一番下の四角ですが、派遣によって正規採用の道を妨げないようにする趣旨だと認識しております。つまり正規採用できるところを派遣によって給料を安くするとか、そういうことをしないようにという趣旨だと考えておりますけれども、この農業分野における労働者の派遣というのは、技能実習生の終了者についてでございますが、本来、正規採用されるよ

うな性格のものではありませんので、離職後1年以内であっても同一農家に派遣することを可能としていただきたいという提案でございます。1年空けることによって日本語能力が下がるとか、マイナスの面も出てくると考えておりますので、こういった提案もあわせてさせていただきたいと思っております。

11ページ、最後でございますが、雇用保険法でございます。今回提案をする特定活動で農作業に従事する外国人は、許可期間が雇用の前提となりますので、失業することがなかなか想定しがたいと考えております。ですので、雇用保険法の被保険者としないことの規定を追加いただきたいというのが最後の提案でございます。

提案は以上でございますが、基本的には1つ目の提案の入管法における在留資格の1つとして、労働者を位置づけていただきたいというのが主な内容でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○原委員 ありがとうございました。

本間先生、どうぞ。

○本間委員 御説明ありがとうございました。

後ろの方は、何らかの形で農業専門家あるいは農業労働者が認められた場合の話であつて、まず一番大きいところは外国人農業者を労働者と言うか、あるいは専門家と言うか、どういう形で受け入れることを認めさせるのか。そこを突破しなければいけない話なので、そこに知恵を集中させる必要がある。御提案の中では技能実習生の修了者を認めるというお話ですが、技能実習は実習であつて、決して資格ではないので、技能実習を修了したから専門性があつてオーケーという話にはならないと思うのです。ですから具体的にどのような技術を身につけていなければいけなくて、あるいは日本語の能力がどれくらいでという、ある程度検定のような制度を設けることになるのではないかという気がしております。その方が突破しやすいということですので、そうすると茨城県の中でどういう人材、どういう技術を持った人たちを必要としているのかということの具体的なニーズを挙げていただいた方がいい。特に特区でやる場合には、全国展開の話ではなくて特区として、茨城県としてこういう人材が必要なんだということを、なおかつそれは専門性を持った人材なんだということを訴えていった方がいい。そうでないと規制緩和の話で、一般的な話に持つていかれると、これはこれでまたなかなかハードルが高いところがありますので、そのあたりのニーズをもう少しきちんと掘り起こして、列挙して、こういう人材が必要なんだという議論をされた方がいいかなという気がしています。そのあたりいかがでしょうか。

○井上部長 これは先ほど茨城のいろいろな作目、品目が時期、時期にあると5ページにありますけれども、こういった茨城県の1つの特徴かとは思いますが、特にどの品目でとか、どのような技術がというところがなかなか一概に決めにくいというところが正直あるかと思っております。

一方で農業の場合には、いわゆる資格制度というものが明確にはないと認識しておりますけれども、その中で一定のレベル感を表現するのに何が考えられるか。しかも外国人で

というときに、ちょうど実習生が今の場合は3年間ですけれども、いて、一連の農作業を3年間経験するというのは、一定の農業の実務経験ということで1つの目安にはなるのかなと考えているところではございます。

○本間委員 茨城県の方で、例えば茨城大学の先生等を含めて、県で独自の認定制度のようなものをつくるよというような気持ちはないのでしょうか。

○井上部長 そこまで検討しておりませんでしたが、勉強はしてみたいと思いますが、茨城県で独自でつくることが将来どれほどの応用ができるものになるかどうかというところもございますけれども、それはむしろあれですか。つくった方がいいよという。

○本間委員 1つのアイデアとして、もちろん全国から挙がっていますので、いずれつくる場合には農水省がつくった方が、統一的になりますから望ましいと思うのですけれども、意欲を示すといいますか、そういうことを含めて他よりも先駆けて、つくった方がいい。特に特区で物事を進めたいということであれば、他の都道府県にもニーズがあるというけれども、資格だとか専門性を茨城県の判断でやることを考えていますといった方が、特区を決める場合の1つの切り口になろうかと思っています。

○井上部長 そこは茨城県独自でというのがどこまで自信を持って言えるかというのがありますが、そこは積極的に勉強したいと思いますし、国全体で将来的につくっていくという中では、精一杯の協力はしていきたいと考えております。

○八代委員 今、本間先生が言われたのはすごくいいアイデアで、農水省がつくるにしても何らかの基準がないとつくれない。だから茨城県が先行してつくってしまえば、ある意味でそれをモデルにして農水省もつくることになるから、これはまさに特区というのはそういうアイデア競争ですから、今、国に制度がないなら勿怪の幸いで茨城県の制度をつくれば、それがグローバルスタンダードになり得る。だからそういう意味では別に許可も何も要らないわけですから、勝手につくてしまえば別に誰も文句を言わないわけで、ある意味でディファクトスタンダードですから、それはぜひかなり本気で検討されたらしいと思います。

○本間委員 国立大学ですけれども、茨城大学は強力な農学部を持っていましたから、ぜひ協力をいただいて。

○郡司課長補佐 私も農業改良普及指導員をしていまして、研修生が入ってきたときに初年度に1ヵ月間の研修がある中で農業関係のことを指導するということで1日、2日、指導なのですけれども、3年間技能実習が終わって帰るときには明らかに日本語が上手になっておりまし、茨城県はいろいろな品目がございますので、特定のお米とか果樹に特化するわけではなくて、チンゲン菜とか株とか白菜などいろいろな品目をやっていく中で、かなりそのレベルが上がりますので、そこを認定する制度というのをもう少し検討する余地はあると思いますので、いろいろそこら辺はありがとうございます。

○原委員 それはぜひ御検討いただければと思います。

御提案いただいている中で、今の関連ですけれども、技能実習と並べて農学系学校など

と書かれていて、これは具体的にどのレベルを想定されていて、実際に外国からの留学生はどのぐらいいらっしゃるのかとか、もし何かおわかりでしたら。

○井上部長 ここは提案をさせていただいた後でのいろいろな関係省庁との調整の中で具体化していく部分かなと思っておりまして、そういう意味ではそれほど詰まった状態ではないのですが、例えば茨城県ですと通常の大学の農学部というのもございますし、県立の農大、茨城の専修学校になるかと思うのですけれども、実践学園、鯉淵学園とそれぞれ農業系の専門学校がございます。そういったところで1年あるいは2年かもしませんが、一定の期間の農業経験、農業の学習をするということが基準として技能実習生3年と同等レベルには恐らくなると思いましたので、それで並べたという状況でございます。

○八代委員 大学というのは書くべきであって、やはり専門学校の方がむしろ教養課程がない分だけ早いわけで、十分ではないかと思います。工業学校に相当する農業学校となるわけですね。だから高専である必要もないで、まさに高校卒で十分ではないでしょうか。

○井上部長 今おっしゃったのは農業高校卒ですか。確かに農業高校は農業中心に勉学しますので、一定のラインというはあるかと思います。ただ、正直言いますと外国人が学生で入っているかというと、そこは実態としてはまだないものですから。

○本間委員 全然そういう人はいないでしょう。サプライとして少ないので、そこはあまり突っ込まなくていいと思います。金を払ってまでというか、日本の農業学校に入って、それから労働者として雇われてというニーズはあまりないです。外国人労働者にとっては。

○原委員 逆に、その後、働くという道筋ができれば、農業用高校に来られるということですね。

○本間委員 だから門戸を開いておくということです。それは重要なことだと思います。

○原委員 あとございますか。

○藤原審議官 1点だけいいですか。派遣法の見直しも提案いただいているのですけれども、前回の提案募集のときに他県から、これは外国人に限らずなのですけれども、農業の現場に人を派遣する。その際に30日以内は日雇いになるのでできない。むしろそこは短期の派遣を認めてほしいという要望がありました。そういう議論は茨城県の現場ではございますでしょうか。

○井上部長 現場とは今後も密に議論しなければいけないと思っているのですが、30日というのが非常に短い期間になってしまって、制度設計としてかえって使いにくい制度になる可能性がある。それは派遣業者の側になるかと思いますけれども、1ヵ月単位で需要の要望調査をするよというと、皆さん短い期間で手を挙げてきますので、極端な話、12回年間でいろいろな場所に行くというのは、なかなか現実的ではないということがございますので、一定期間、そこを何ヵ月と言うかははつきり申し上げにくいのですけれども、日雇いの30日という期間をあまり短くとるのは、制度の実現性という観点でいろいろ調べていかなければいけないと思っています。クリアな答えでないかもしれません。

○原委員 では、どうも大変ありがとうございました。